

実演家関連WG中間報告

平成25年3月1日

1. 検討項目

- 放送コンテンツの海外展開を促進する上で重要と考えられる、以下の課題を中心に検討。
- (1) 実演家と放送事業者に関する、権利処理の効率化の促進
 - (2) 海外展開に関わる市場の拡大、その実現に向けた体制

2. 検討状況

- (1) 第1回親会(11/8)以降、以下のとおり4回の会合(WG)を開催。
- ・ 第1回(11/26) 権利処理の実務、実務上の課題
 - ・ 第2回(12/18) 放送事業者の海外展開の実務、権利処理に関する課題等
 - ・ 第3回(1/25) 海外展開の事例、中間整理①
 - ・ 第4回(2/26) 中間整理②
- (2) 今後、海外展開に関わる市場拡大に関する課題を検討。

3. 構 成 員

石澤 顕	日本テレビ放送網株式会社 上席執行役員	社長室長	(五十音順・敬称略)
大多 亮	株式会社フジテレビジョン 常務取締役	【主査代理】	
加藤 久仁	日本放送協会 知財展開センター長		
城所 賢一郎	株式会社TBSテレビ 特別顧問	【主査】	
椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 常務理事		
信国 一朗	株式会社TBSテレビ 常務取締役		
藤ノ木 正哉	株式会社テレビ朝日 常務取締役	経営戦略局長	
堀 義貴	一般社団法人日本音楽事業者協会 副会長		
三宅 誠一	株式会社テレビ東京 常務取締役		
竹内 淳	一般社団法人日本民間放送連盟 ライツ・コンテンツ部長	(オブザーバー)	

課 題

- ① 実演家に関する権利処理については、ネット配信に関わる関係者の工夫の積み重ねや、aRmaによる取組み等を通じ、その効率化が大きく前進。関係者の協力の下、更に工夫を重ねることにより、一層の効率化が期待。
- ② 一方、コンテンツ中の音楽に関する権利処理については、権利処理窓口の集約その他、未だ解決に向けた取組みに未着手の課題が多い。

対 応

(1) 実演家関連

- ① ネットを通じた見逃し視聴においては、対象コンテンツの見逃し配信開始前に、実演家から直接、配信に関する「事前の許諾」を得る等の協力を得て、配信までのステップを効率化している例がある。
- ② こうした「事前の許諾」の枠組みを、「海外展開」についても活用し、後掲⑤にいう特定番組について番組出演に係る諸条件をより明確化することにより、放送直後の海外展開に係る許諾を併せて事前に取得する仕組みを導入することで、権利処理の一層の効率化が期待される。
- ③ 上記の「事前の許諾」を含む番組出演に係る諸条件の内容については、「放送番組の放送直後の海外展開」などの目的を超えて、実演家の権利を制限しないことが必要であり、可能な限り実演家と放送事業者との間で、書面にて確認されることが望ましい。
- ④ 「事前の許諾」以降の権利処理については、民放における「見逃し視聴」の場合と同様、aRmaが管理する実演家についてはaRmaにて集中的に管理されるものとする。その際、円滑な権利処理の実現のため、「事前の許諾」の対象となった放送番組に関する出演実演家名や所属事務所名等、権利処理に必須となる諸情報が、番組放送後速やかに放送事業者からaRmaに対して提供される仕組みを実現することを急ぐべき。
- ⑤ 以上の取組みは、実演家及び放送事業者において一定のコスト負担増を伴うもの。短期間の内に、全ての海外展開対象番組で実現することは困難。まずは、そうした番組の中から複数を「特定番組」として選定し、その番組で先行して実施し、効果を検証しつつ、段階的に対象番組を拡大していくこととする。

→行政としては、平成25年度予算以降継続的に、上記のコスト負担を軽減するための措置を講じ、対象番組の拡大を促進していくものとする。

(2) 音楽関連

放送番組の海外展開を促進するには、実演家に関する権利処理の効率化のみでは足りず、それと同時に、番組中に使用される音楽に関する権利処理の効率化が不可欠である。現在音楽ワーキングにおいて、具体的な取組みとスケジュールの在り方が検討されているところであるが、権利処理の効率化の取組みは、実演家と音楽の両分野において、同時並行的に行われることが望ましい。

課題

- (1) 前記のとおり、「特定番組」に関わる先行的な取組みは、実演家や放送事業者等の関係者における一定のコスト負担を伴うものであり、これが継続的な慣行として定着していくためには、官民の協力による、更なる環境整備が必要。
- (2) 具体的には、海外展開に関わる収益や市場全体の規模が将来的には拡大していくこと等について、何らかの見通しや展望が必要。

将来的には、「放送コンテンツ」単独、個別の国「毎」の取引に留らず、放送コンテンツの海外展開に関わる事業者の範囲が広がり、海外展開に関わる事業全体の収益も拡大するといった何等かの見通しが、関係者の間で共有されていくことが重要。

対応

上記の「見通しや展望」については、例えば、以下2点の方向で海外展開を促進することについて、関係者のコンセンサスを形成し、推進のための体制を、「オールジャパン」で整備することが考えられる。

(1) 海外展開プロジェクト規模の拡大

→ 海外展開の対象国において、チャンネル確保・コンテンツ調達・放送の実施・コンテンツ関連の物品販売・出演者によるイベント実施等を一体として実施する、「プラットフォーム」的な役割を担う組織、プロジェクトの組成と展開の促進。

(2) 潜在的なマーケットの拡大

→ 日本の放送コンテンツ「全体」について、グローバルな露出の拡大を図り、潜在的なマーケットを開拓していくため、海外における相当の規模の放送枠の確保や、グローバルに展開する既存の放送インフラの活用を促進を図る。こうしたインフラ上に、我が国のコンテンツを幅広く集約し、供給する取組を更に拡大。